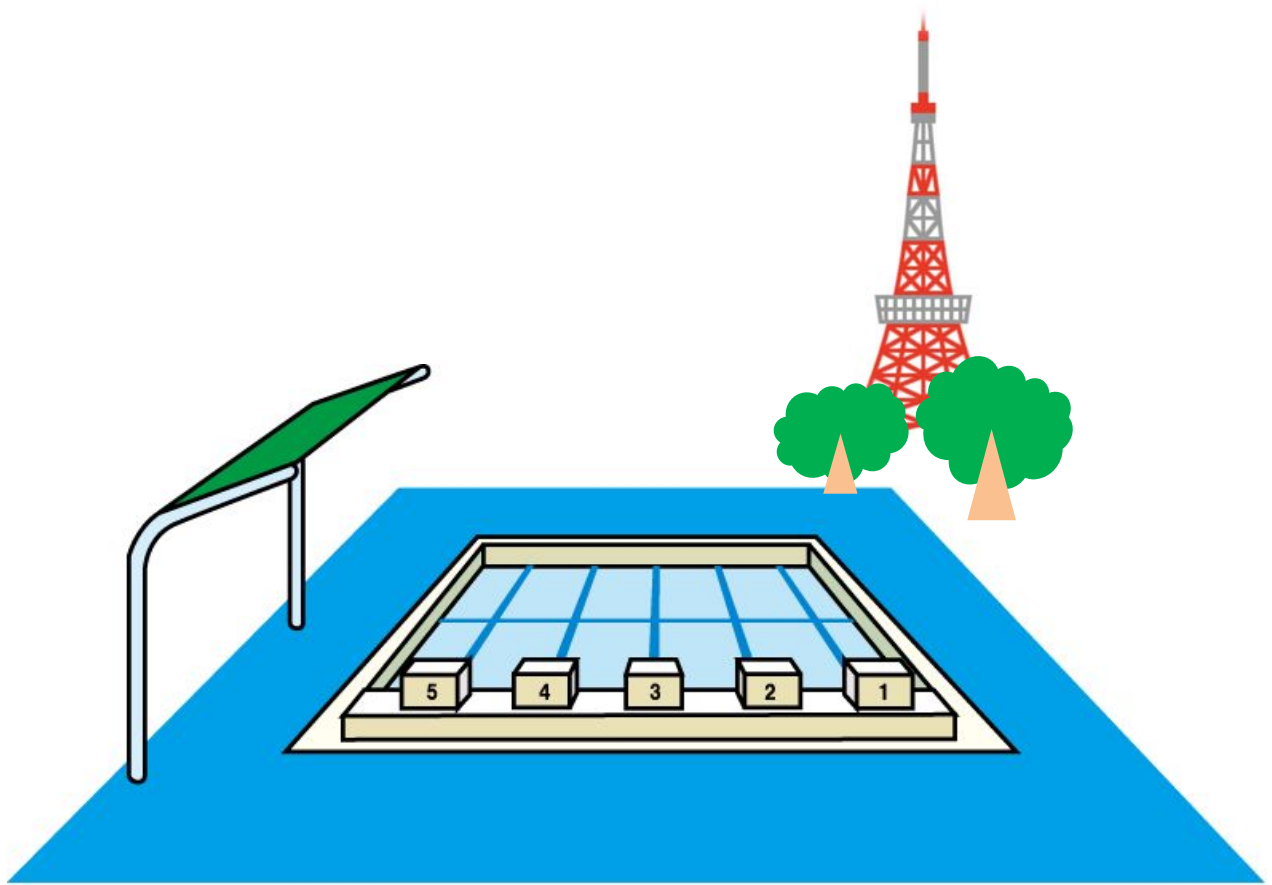


令和5年12月

プール許可申請の手引



港区みなと保健所

目 次

1	条例の目的	p 1
2	根拠法令	p 1
3	許可の必要な範囲	p 1
4	プール許可手続きの流れ	p 1
5	経営許可申請	p 2
6	経営の承継及び各種届出	p 3
7	構造設備の基準	p 5
8	衛生管理の基準	p 10
9	資料	p 15
1	水質基準	p 15
2	利用者への注意事項	p 16
3	検査結果等の掲示	p 17
4	プール日誌（例）	p 19
5	プールに起因する疾病及び事故発生時の届出（例）	p 20
6	プール変更届	p 21
7	プール再開届	p 22
関係法令		p 23
1	港区プールの衛生管理に関する条例	p 23
2	港区プールの衛生管理に関する条例施行規則	p 26

1. 条例の目的

プールの構造及び維持管理等について必要な規制を行うことにより、公衆衛生の向上及び安全の確保を図ることを目的とします。

2. 根拠法令

港区プールの衛生管理に関する条例（以下、「条例」といいます。）

港区プールの衛生管理に関する条例施行規則（以下、「規則」といいます。）

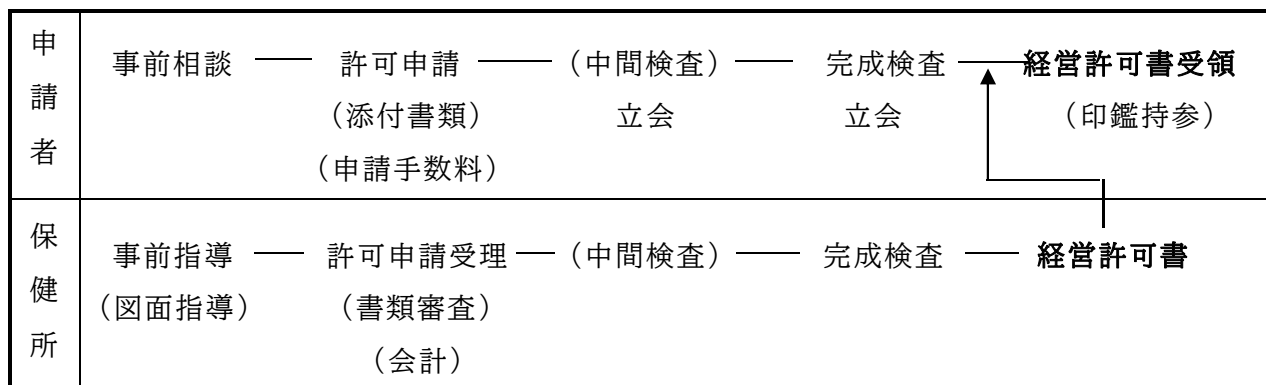
3. 許可の必要な範囲

容量が 50 立方メートル以上の貯水槽を設け、公衆に水泳させる施設を営もうとする場合は、区長の許可を受けなければなりません。

ただし、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校において、専ら当該学校の幼児、児童、生徒又は学生を対象とするプール（以下「学校プール」という。）を営もうとする場合は、この限りではありません。

4. プール許可手続きの流れ

（1）許可手続きのフローチャート



（2）許可手続き

ア．プールを営もうとする時は、施設の設計段階で、プール関係法令で定める構造設備基準に適合しているか、保健所に相談してください。（施設平面図等をお持ちください。）

イ．経営許可申請書は、保健所長あてに正副 2 部提出してください。（可能な限り、着工前に申請してください）

ウ．竣工後、施設の完成検査等に立ち会ってください。

エ．保健所長の許可を得て経営が可能となります。（経営許可書受領）

5. 経営許可申請

(1) プールを經營しようとする法人又は個人は、次に掲げる内容の經營許可申請書正副2部に許可申請手数料をそえて保健所長に提出し、許可を受けなければなりません。

1) プール経営許可申請書（下記の事項を記載します。）

- ① 申請者の住所、氏名及び生年月日
（申請者が法人の場合は、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- ② プールの名称及び所在地
- ③ プールの開場期間及び開場時間
- ④ 管理者氏名

2) 添付書類

- ① 申請者が法人の場合は、定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書
- ② 構造設備の概要
- ③ 施設平面図
- ④ 換気設備の配置及び系統を明らかにした図面並びにその構造の概要
- ⑤ 給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面並びに構造の概要

3) 許可手数料 12,500円

（注）一度納めた許可申請手数料は、都合により申請を取り下げる場合でも、条例第4条第2項の規定により、お返しすることができません。

(2) 次の場合も、新たに許可を受ける必要があります。

1) 経営主体が変わる場合（譲渡等により地位を承継する場合を除く。）

例：法人⇔個人、A⇔B

2) 増改築等で、構造設備が当初の許可内容と同一性を失う場合

例：50%以上の内部改造、100%以上の増改築

6. 経営の承継及び各種届出

(1) 経営の承継

1) 譲渡による承継

許可を受けていた経営者から事業を譲渡された場合、その譲受人（譲渡された者）は当該経営者の地位を承継します。この場合その旨を遅滞なく届けなければなりません。

（譲渡が行われたことを証する書類を添付）

（譲受人が法人の場合は、譲受人の定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書を添付）

2) 相続による承継

許可を受けていた経営者が死亡した場合、その相続人は当該経営者の地位を承継します。この場合その旨を遅滞なく届けなければなりません。

（経営者と全ての相続人が記載された戸籍事項全部証明書（戸籍謄本）及び全ての相続人の同意書を添付）

3) 法人の合併による承継

許可を受けていた法人が吸収合併又は新設合併で消滅する場合、合併後に存続する法人若しくは設立された法人は、当該経営者の地位を承継します。この場合その旨を遅滞なく届けなければなりません。

（法人の履歴事項全部証明書を添付）

4) 法人の分割による承継

許可を受けていた法人が分割する場合（当該プールを承継させるものに限る。）、分割後に存続する法人は、当該経営者の地位を承継します。この場合その旨を遅滞なく届けなければなりません。

（法人の履歴事項全部証明書を添付）

(2) 変更届

次のような場合には、遅滞なく変更届を提出してください。

- 1) 経営者の住所変更、改姓
- 2) 経営者が法人の場合は、名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名の変更（法人の履歴事項証明書を添付）
- 3) 管理者の変更
- 4) 施設名称の変更
- 5) 構造設備の変更（変更部分に関する図面等を添付）

（注）規模の大きな構造設備の変更は、許可の取り直しになりますので、事前に保健所に相談してください。

(3) 再開届

プールを休止した後に再開しようとする場合は、再開届を提出してください。

(4) 廃止届

プールを廃止したときは、遅滞なく廃止届を提出してください。

7. 構造設備の基準（条例第3条第3項、規則別表1）

●…条例・規則、○…指針等

項 目	基 準
貯 水 槽 (プール本体)	●<u>不浸透性材料</u>を用い、給排水及び清掃が容易にでき、<u>周囲から汚水が流入しない構造</u>とし、オーバーフロー溝を設けること。 ○不浸透性材料とは、コンクリート、タイル、合成樹脂、金属等をいう。 ○周囲から汚水が流入しない構造とは、貯水槽から周囲に適正な下り勾配をとり、その端部に排水溝を設ける等の構造をいう。 ●水泳者の見やすい場所に水深を明示すること。 ○水深明示の場所は、貯水槽が矩形の場合、原則としてその両端及び最深部のプールサイドと貯水槽側壁とする。 ●新規補給水量を把握するため、専用の量水器を設けること。
プールサイド	○貯水槽の全辺に配置すること。 ●プールサイドは、<u>不浸透性材料</u>を用い、水際の部分は、滑り止めの構造とすること。 ○材質が不浸透性材料にあたるものであっても、間隙や穿孔がある場合は、「不浸透性材料」とはみなさない。 ●貯水槽の周囲には、水泳者数に応じ、かつ、救急のための作業を妨げない十分な広さのプールサイドを設けること。 ○貯水槽の大きさ、水泳者数等を考慮して、休憩時には水泳者全員が利用でき、かつ救命措置を妨げない十分な広さを確保すること。 ○貯水槽からの有効な幅員を各辺で 1 メートル以上は確保すること。
通 路	●不浸透性材料を用い、滑り止めの構造とすること。
給 水 設 備	●給水管にプール水が逆流しない構造とすること。
排 水 設 備	●排水が短時間に行える能力を有すること。

循環水取入口 貯水槽内の排水口	○循環水取入口とは、循環ろ過装置を通過するプール水の取入口だけでなく、流水プールの起流装置の取入口も含む。 ●堅固な金網、鉄格子等を設けること。 ●金網、鉄格子等は吸付きによる事故を防止する構造とし、かつ、ねじ若しくはボルトによる固定又はこれらと同等以上の固定をすること。 ○金網、鉄格子、ネジ及びボルト等は、腐食しにくい材料のものをを用いること。 ●配管口に、吸込み防止金具を設置するなどの安全対策を施すこと。 ○吸付き事故を防止するため、水泳者の身体により開口部を塞ぐことのない形状、面積とすること。
吐 出 口	○吐出口とは、循環ろ過装置の吐出口だけでなく、流水プールの起流装置の吐出口等も含む ●循環水の吐出口は、プール水中の遊離残留塩素濃度又は二酸化塩素濃度が均一になる位置に設けること。 ●堅固な金網、鉄格子等を設置し、ねじ若しくはボルトによる固定またはこれらと同等以上の固定をすること。
水位調整槽 及び還水槽	●貯水槽に接続される水位調整槽及び還水槽は容易に清掃、消毒ができる構造とすること。 ○清掃及び点検が容易にできる構造とし、吐水口空間を確保すること（管理上、六面点検可能な水槽を設置することが望ましい）。
更 衣 所	●男子用及び女子用の更衣所を設け、<u>外部から見通すことのできないような構造</u>とすること。 ○外部から見通すことのできない構造とは、おおむね 1.8メートル以上の目隠しを設けることをいう。 ●利用者の衣服等を安全かつ衛生的に保管できる設備を設けること。 ○利用者の衣服を安全に保管するため、原則として鍵付きのロッカーを設けること。

便 所	●男子用及び女子用の便所を設け、<u>外部から見通すことのできないような構造</u>とすること。 ○外部から見通すことのできない構造とは、おおむね 1.8メートル以上の目隠しを設けることをいう。 ●男子用として 60 人に 1 個、女子用として 40 人に 1 個の割合の便器を設け、男子用便器 5 個ごとに男子用大便器 1 個を設けること。 ○便器の必要個数は水泳者数をもとに算定し、水泳者は原則として更衣室のロッカー数を算定根拠とする（ロッカーがプール利用者以外の者との兼用である場合は、利用者見込み比率等を勘案し算出する）。 ○男子用便器（男子用小便器）は水泳者 60 人以内ごとに 1 個、男子用大便器は定員 300 人以内ごとに 1 個とする（男子最小便器数：小便器 1 個及び大便器 1 個）。 ○入り口を異にする個室の身体障害者等の利用を目的とした便所については、男女共用としての使用を認め、男子用又は女子用便器数に加算出来る。ただし、男女共用の身体障害者等の利用を目的とした便所のみをもって男子又は女子用便所とすることは出来ない。 ●便所の構造は、水洗式とし、床は不浸透性材料を用いること。
監 視 所	●救命浮輪、麻縄その他の適当な救命用具を備えること。 ●プール全体を見渡せる場所、位置に設けること。一つの監視所でプール全体を見渡すことができないときは、監視所を複数設けること。 ○貯水槽の水底を含め、施設全体を見渡すことができる場所に設置し、かつ、事故発生時に監視人が迅速に対応できる場所とすること。 ○プールの構造上死角が生じる恐れがある場合は、監視所を複数設けること。
放送・連絡設備	●緊急時等に水泳者、監視人その他関係者に連絡事項を確実に周知するため、施設に適した放送設備又は器具および連絡設備を整備すること。 ○事故発生時等の連絡を円滑に行うために、双方向連絡が可能な通信機器を管理者、監視人等の各人に整備すること（小規模な施設等の場合は、拡声器等で代用してもよい）。
救 護 所	●応急措置のできる設備を有すること。 ○原則としてプールサイドに隣接した場所に設け、応急措置のできる設備のほか、救急薬品を備えること。

浄化設備	●貯水槽本体には、循環ろ過方式の浄化設備を設けること。 ○処理水量は、1時間当たり、貯水槽容量に循環水量を加えた全容量の6分の1（夜間、ろ過装置を停止する場合は4分の1）以上の能力を有すること。
消毒設備	●循環のための配管経路の途中に、プール水を消毒するための塩素剤、塩素又は二酸化塩素を連続注入する設備を設けること。 ○オゾン又は紫外線による消毒設備を設ける場合は、衛生及び安全の確保に支障のない構造とし、塩素剤、塩素又は二酸化塩素による消毒と併用すること。
シャワー	●水泳者の身体を清浄に保つため、適正な位置に設置すること。 ○全身を十分に洗浄する機能を有すること。 ○温水を使用すること。 ○循環式給湯設備を用いる場合には、レジオネラ症防止対策を講じること。
プール水の 汚染防止設備	●プール水の汚染を防止するため、足洗場及び腰洗槽、又はシャワーを、更衣所及び便所から貯水槽に至る途中に設置すること。 ○更衣室及び便所から貯水槽に至る途中に迂回路を設けずに設置すること。 ○十分な排水能力を有する設備を設けること。 ○足洗場及び腰洗槽を設けずにシャワーのみを設置する場合は、温水を使用することとし、そのシャワーが水泳者の全身（特に腰部）を十分に洗浄する機能を有すること。合わせて、水泳者にシャワー利用を促す注意書を掲示すること。
照明設備	●屋内プール及び夜間使用する屋外プールには、貯水槽の水面及びプールサイドの床面で、常時100ルクス以上の照度を確保できる設備を設けること。
洗面所 洗眼所 水飲み場	●水泳者50人当たり1個の洗面水栓、洗眼器および飲用水栓を利用に適する場所に設置すること。 ○洗眼器は専用のものを設置すること。 ○洗眼所及び水飲み場は原則としてプールサイドに設け、水飲み場は水泳者がうがいをし、唾液等を吐くことができる構造とすること。
換気設備	●屋内プールには十分に換気ができる設備を設けること。 （二酸化炭素濃度の基準：0.15%以下）
機械室	●施錠ができる構造とし、安全な場所に配置すること。

薬品保管施設	●消毒に用いる塩素剤等の薬品を安全かつ適正に保管するため、施錠可能な保管施設を設けること。 ●薬剤ごとに専用の保管設備を設けること。 ○薬品の特性を踏まえた適正な保管ができる構造とすること。 ○混合による事故を防止するため、保管設備に薬剤の名称を記載するとともに、色分けを行うなど異なる種類の薬剤を明確に識別できる措置を講じること。
休憩所 (設ける場合)	●プールサイドと区画し、飲食物等によるプールサイド及びプール水への汚染を防ぐ構造とすること。 ○垣、さく等で区画すること。
観覧席 (設ける場合)	●出入口を水泳者用と区別し、かつ、プールサイドと垣、さく等で区画すること。
遊戯設備 (設ける場合)	●危害防止上、適切な構造のものを安全な場所に配置すること。
採暖槽 気泡浴槽 (設ける場合)	○レジオネラ症防止対策に留意し、容易に清掃及び消毒ができる構造とすること。
採暖室 (設ける場合)	○衛生的な管理及び使用ができる構造とすること。

8. 衛生管理の基準（条例第5条、規則別表2）

●…条例・規則、○…指針等

項 目	基 準
プール水の 全 換 水	●プール水は、貯水槽ごとに1年に1回以上全換水するとともに清掃を行うこと。 ○プール水の全換水時には貯水槽底面等の清掃も併せて行うこと。 ●全換水の際、循環水取入口、貯水槽内の排水口、吐出口その他の開口部の安全を確認し、その記録を3年間保存すること。 ○循環水取入口、貯水槽内の排水口の吸い込み防止金具の設置状況及び金網、鉄格子等の固定状況並びにその他の開口部等の安全を確認すること。
水位調整槽 及び還水槽	●清掃は、年1回以上行うこと。 ●点検は、適宜行うこと。 ○水槽の清掃及び点検を実施した場合は、その内容を記録すること。 ○清掃及び点検の記録は3年間保存しておくこと。
清 掃	●施設内は、常に整とんし、水泳者が利用する場所は、毎日1回以上清掃すること。 ●じんかいその他の汚物を停滞させないこと。
監 視 人	●危険防止及び救助のため、監視人を配置すること。 ●監視人を適当数配置すること。 ●監視人に対し、事故防止対策、事故発生時の対応その他安全および衛生管理に必要な事項について研修および訓練を行うこと。 ○経営者は、監視人に対して、水泳者の事故発生防止、事故発生時の対応、人命救助並びに衛生管理等に必要な知識及び技術等について、施設に即した研修及び訓練を行うこと。 ○外部機関で実施される講習を受講させるなど、監視人の研修及び訓練の一層の充実を図ることが望ましい。
注 意 事 項 の 表 示	●入口、更衣所その他水泳者の見やすい場所に利用者の注意事項を表示すること。 ○利用者の注意事項の内容は、例示（P13）を参考とすること。 ○外国人の利用者が多い施設では、外国語もあわせて標記することが望ましい。
入場の拒否	●伝染性疾患にかかっている者、泥酔者、付添人のいない幼児、他人の迷惑となるおそれのあると認められる者を入場させないこと。

閉場後の点検	●閉場後は、直ちに施設を点検し、異常の有無を確認すること。
貯 水 槽	○貯水槽の側壁、底部等の破損、亀裂等の点検を年１回以上実施し、必要に応じて適切な補修を行うこと。
循環水取入口 排 水 口 吐 出 口	●金網、鉄格子等および吸込み防止金具などの固定状況を確認すること。 ●付近の水泳者の安全状況を常時確認すること。
救命器具	●直ちに使用できる状態にしておくこと。
水泳禁止措置	●水泳に適さない状態になったとき、又は適さない状態になるおそれがあると認められるときは、水泳させないよう必要な措置を講じること。
危害防止等	●他人に危害を及ぼし、又はプール等の衛生を損なうおそれのある物をみだりに持ち込ませないこと。 ●水泳者に、他人の妨げ又は迷惑になる行為をさせないこと。 ○持込制限物及び迷惑行為の内容については、施設の管理者が個別に指定し、利用者の注意事項に明記すること。 例）他人に危害を及ぼすおそれのある物 →刃物等の鋭利なもの、ガラス製品等 衛生を損なうおそれのある物 →飲食物やペット等 ○プールにおいて飲食物を提供する場合は、休憩所等専用の場所を設けること。また、利用者に対する注意事項を掲示すること。

水 質 基 準 (P12参照)	●プール水については、次の基準を守ること。ただし、プール水の原水として、海水、温泉水等を使用する場合において、区長は、この基準（ホの基準を除く。）により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めたときは、この基準の一部又は全部を適用しないことができる。 イ 水素イオン濃度（pH） 5.8～8.6 ロ 濁度 2度を超えないこと ハ 過マンガン酸カリウム消費量 12mg/Lを超えないこと ニ 遊離残留塩素濃度 0.4mg/L以上 ※二酸化塩素による消毒を行う場合、 二酸化塩素濃度 0.1mg/L以上 0.4mg/L かつ 亜塩素酸濃度が 1.2mg/L 以下 ホ 大腸菌 試料 100mL 中に検出されないこと ヘ 一般細菌 試料 1 mL につき 200CFU 以下であること ●加温装置を設けて温水を利用する場合、プール水からレジオネラ属菌が検出されないこと。 ○遊離残留塩素濃度は 0.4mg/L 以上と規定しているが、1.0mg/L を超えないことが望ましい。 ○プール水の温度は、原則として 22℃以上とすること。
水 質 検 査	●検査頻度は、次のとおりとし、その結果は3年間保存すること。 ①遊離残留塩素濃度（二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度） 毎時 1 回以上 ②pH、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌、一般細菌 毎月 1 回以上 ③レジオネラ属菌（加温装置を設けて温水を利用する場合） 年 1 回以上 ○プール水の試料採水地点は、容量 50 m³以上の矩形の貯水槽では、対角線上の両端を含む 2ヶ所以上とする。その他の形状の貯水槽では、その形状に応じた適切な地点の 2ヶ所以上とする。また、容量 50 m³未満の貯水槽については、原則として 1ヶ所からの採水とする。 ○加温装置を使用する貯水槽におけるレジオネラ属菌に関する検査の試料採水地点は、原則として 1ヶ所とする。

検査結果等の掲示 (P14～15参照)	●水質検査および構造設備点検の結果を、入口、更衣所等の利用者の見やすい場所に掲示すること。 ○施設の衛生と安全に関する状況を利用者に周知するため、水質検査結果及び設備点検結果を掲示すること。 ○設備点検結果については、最新の内容とするため毎日更新すること。
足洗場等 (設ける場合)	●足洗場等には、常に適量の塩素剤を入れておくこと。 ○遊離残留塩素濃度を50mg/L以上100mg/L以下に保つとともに、随時水を入れ替える等により常に清浄に保つこと。 ○水温の低下を防ぐため、必要に応じて温水を使用する等の措置をとること。 ○高濃度の塩素に対して過敏症等の傾向がある利用者には、足洗場等を使用させず、シャワーによる洗浄で代替させること。
浄化設備	○浄化設備は、プールの使用期間中は24時間運転することが望ましい。運転を停止する場合は、水質の保持に留意して維持管理すること。 ○定期的にろ過器、配管及び集毛器について洗浄及び消毒を行うこと。
採暖槽	○採暖槽、気泡水槽等はレジオネラ属菌発生の危険性が高いので、公衆浴場法に準じて定期的な全換水、集毛器の清掃並びにろ過器及び循環配管の清掃及び消毒を実施すること。
使用水	●洗面所、洗眼所、水飲み場及びシャワーは飲用に適する水を使用すること。
換気	●屋内プールの場合、空気中の二酸化炭素の含有率が0.15%以下であること。また、2か月以内ごとに1回、定期的に測定を行い、その結果を三年間保存すること。 ○空気中の二酸化炭素の含有率の測定は、施設内の適当な場所を選定した上、床上75センチメートル以上150センチメートル以下の位置において、検知管方式による測定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器を用いて行うこと。 ○また、適否については、測定日の施設使用開始時から中間時までの間及び中間時から使用終了時まで間の適切な2時点において測定し、その平均値と基準値とを比較して判定すること。
照明	●屋内プール及び夜間使用する屋外プールは照明を十分にすること。(貯水槽の水面及びプールサイドの床面で、常時100ルクス以上)
救護	●最寄りの2か所診療所又は病院を把握し、緊急時の連絡体制を整えておくこと。

事故発生等	●プールに起因する疾病及び事故が発生したときは、遅滞なく区長に届け出ること。 ○経営者、管理者、監視人その他の関係者の事故発生時の連絡体制及び対応方法について、マニュアル等を作成するなど体制を整備すること。また、マニュアル等は監視所に常備し、緊急時に活用できるようにしておくこと。 ○プールに起因する疾病又は事故が発生したときは、発生日時、発生場所、疾病・事故の概要等を記載した発生届を提出すること。(P17 参照)
プール日誌 (P16参照)	●プールの開場中、天候、気温、水温、水泳者数、遊離残留塩素濃度、構造設備点検の結果、事故の状況その他維持管理状況を毎日記録し、当該記録を3年間保存すること。 ○開場期間中は、使用時間、新規補給水量、整備の状況等についても毎日記録すること。
温泉水の利用	○温泉水を原水として利用する施設は、貯湯槽を随時点検し、定期的に清掃及び消毒を行うとともに、貯湯槽内の湯についても、水温を60℃以上に保つ等のレジオネラ属菌対策を講じること。
貸与物品等	○水着等、直接肌に接するものは衛生的なものを提供すること。 (くし、ブラシ、タオル等は十分消毒したものを提供すること。)
薬剤の補充 薬 剤	●異種の薬剤の混合による事故を防止するため、保管容器に名称を示す等薬剤の種類を明確にすること。 ●補充等を実施する係員には、十分な知識を持った者を充てること。 ○経営者は、薬剤の補充等を実施する係員に薬剤の性質及び事故発生時の対応等の必要な知識を習得させること。
管 理 者	●施設ごとに専任の管理者を設置すること。

9. 資料

(1) 水質基準

項 目	基 準	解 説
p H 値	5.8～8.6	p H値は0～14の範囲で、7が中性です。7より小さい値が酸性、7より大きい値がアルカリ性です。 アルカリ性では消毒効果が低くなります。
濁 度	2度を超えないこと	濁度は外観で知ることのできる汚染の指標で、透明度の目安です。プール水をろ過することで透明度は高くすることができます。
過マンガン酸 カリウム消費量	12mg/ℓを超えないこと	これは遊泳者のオイル（日焼け止め）やあかなど、比較的酸化されやすい有機性汚濁物質の指標です。この数値が高いと、遊離残留塩素を多量に消費することになります。入泳前にシャワーで十分に体を洗浄することが重要です。
大 腸 菌	試料100ml中 不検出	大腸菌等の細菌は、残留塩素が0.4mg/ℓであれば、ほとんど検出されません。伝染性のウイルスや病原性大腸菌0157の対策としても遊離残留塩素を確保して下さい。
一 般 細 菌	試料1ml中 200CFU以下	プールの清浄度、殺菌効果の指標となります。一般細菌の多くは、非病原性であり細菌感染症との関連性は、ほとんどありません。
遊離残留塩素 濃度	0.4mg/ℓ以上	残留塩素は、細菌及びウイルスに対し殺菌・抑制に効果があり、取扱いも比較的容易です。そのため塩素剤の注入、塩素濃度の測定など、塩素濃度管理は、水質管理のなかでも、非常に重要です。遊離残留塩素濃度の測定を1時間に1回以上行ってください。 また、塩素濃度が高いと眼や皮膚への刺激が強くなるため1.0mg/ℓ以下にしてください。
レジオネラ属菌	不検出	加温装置を設けて温水を利用する場合のみ適用されます。 レジオネラ属菌は、36℃前後で良く繁殖します。菌に汚染された水のしぶきなど、エアロゾル（目に見えないような細かい水の飛沫）を吸入してレジオネラ症を起こします。

(2) 利用者への注意事項

1) 営業時間の掲示

営業時間は、玄関、出入口等見やすい場所に掲示すること。

2) プールの利用方法の掲示

利用者の見やすい場所に利用方法を明示すること。

<利用者への注意書の掲示例>

プール利用者の皆様へ

- 1 かぜや伝染性の病気にかかっている方や下痢等の症状のある方は、利用をご遠慮ください。
- 2 飲酒者や保護者のいない子供は遊泳しないでください。
- 3 プールに入る前には、トイレ、シャワーを利用し、からだを良く洗い、化粧等を洗い落としてください。
- 4 プール内では、衛生上好ましくない行為は控えてください。
- 5 プールサイドでは飲食しないでください。
- 6 他の利用者に迷惑をかけることをしたり、迷惑となる物や動物を持ち込んだりしないでください。
- 7 遊泳後はシャワーでからだを良く洗いましょう。また、洗眼・うがいもしましょう。
- 8 その他、水泳者の安全と衛生を損なうような行為はご遠慮ください。

(3) 検査結果等の掲示

水質検査及び構造設備点検の結果を、入り口、更衣所等の利用者の見やすい場所に最新のものを掲示してください。

① 水質検査結果

項目	測定頻度	対象施設	掲示例
pH値	毎月1回以上	全施設 (2ヶ所以上で採水)	検査結果 (※) 年月日
濁度			
過マンガン酸カリウム消費量			
大腸菌			
一般細菌			
遊離残留塩素濃度	毎時1回以上		当日の定時の結果等を掲示
レジオネラ属菌	年1回以上	加温装置がある施設	検査結果 (※) 年月日

※検査結果書の写し等を掲示するようにしてください。

② 構造設備点検の結果

項目	点検頻度	対象施設	掲示例
循環水取入口・排水口・吐出口の金網、鉄格子等及び吸込み防止金具などの固定状況の確認	常時	全施設	点検日時 点検結果
二酸化炭素濃度の測定	2月以内 ごとに1回	屋内プール のみ	測定月日 測定結果 (※)
プール本体の清掃・全換水	年1回以上	全施設	清掃・全換水 の実施年月日
循環水取入口・排水口・吐出口 その他の開口部の安全確認	年1回以上 (全換水時)		点検月日 点検結果
水位調整槽及び還水槽 の清掃・点検	年1回以上		清掃点検月日 点検結果
浄化設備（ろ過器、配管、集毛器等） の点検			

※検査結果書の写し等を掲示するようにしてください。

＜検査・点検結果等の掲示例＞

プールをご利用のみなさまへ

当プールでは、施設の安全と衛生を確保するため、各設備の点検や清掃、水質検査等を実施しています。主な点検結果は以下のとおりです。

施設名称

管理者氏名

（問い合わせ先： ー ）

（ 年度）

		頻度	記載 内容	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
水 質 検 査	規定5項目※	1回/1月	実施日												
			結 果	結果書は別途掲示											
	遊離残留塩素濃度	1回/1週間	結 果	下表参照											
	レジオネラ属菌水質検査 （温水プール・ジャグジー等）	1回/1年	実施日												
構 造 設 備 点 検			結 果	結果書は別途掲示											
	排水口等の固定状況	常時	結 果	下表参照											
	二酸化炭素濃度 （屋内プールのみ）	1回/2月	実施日												
			結 果	結果書は別途掲示											
	プール水の全換水	1回/1年	実施日												
	プール清掃	1回/1年	実施日												
	排水口等の安全点検	1回/1年	実施日												
	還水槽等の清掃・点検	1回/1年	実施日												
	ろ過器等の点検	1回/1年	実施日												

※規定5項目：pH値、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌、一般細菌

（ 月）

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	28	29	30	31
遊 離 残 留 塩 素 濃 度	測定時間																														
	濃度 (mg/L)																														
排 水 口 等 の 固 定 状 況	確認時間																														
	固定状況																														

(4) プール日誌 (例)

年 月 日 () 天気 () 責任者： 点検者：

時 間 *1 時間毎 に記入	使用人数 (人)		温 度 (℃)		遊 離 残 留 塩 素 (mg/ℓ)				備 考
	入場者	遊泳者	気温 (室温)	水 温	側	側	小プール	塩素剤 追加量	
:									
:									
:									
:									
:									
:									
:									
:									
:									
:									
:									
:									
:									
:									

点検欄	排水口	循環口	ろ過器	滅菌器	救命具	薬剤庫	補給水注入量	塩素剤注入量

※ 施設点検項目

1. 排水口及び循環水の取り入れ口、吐出口の蓋に不備はないか。(ネジ等で固定されているか)
2. 足洗い、シャワー、洗眼・洗面、うがい等の施設・設備及び専用便所は清潔で、破損・故障がないか。
3. 浄化設備、消毒設備等は破損・故障がなく、適切に使用されているか。
4. プール周辺の施設は清潔で、柵等は安全な状態に保たれているか。

特 記 事 項

(5) プールに起因する疾病及び事故発生時の届出 (例)

主管課長	係 長	担 当 者

年 月 日	
(宛先) みなと保健所長	
住 所 氏 名 電 話 () (法人にあっては、その名称、事務所所在地及び代表者氏名)	
プールに起因する疾病・事故発生届	
プールに起因する疾病・事故が発生したので、港区プールの衛生管理に関する条例施行規則第 1 2 条別表第二 1 4 号の規定により下記のとおり届け出ます。	
記	
1 発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分
2 発生場所	施 設 の 名 称 施設の所在地 東京都港区 電話 () 種 別 許可プール ・ 届出プール
3 疾病・事故の概要	
4 患者等の発生状況 (発生数、発生範囲、感染経路、接触範囲、症状等)	
5 プール等の概要 (当日の使用状況、管理状況等)	
添付書類 必要に応じて、プール管理日誌等	

		保 健 所 収 受 印

(6) プール変更届(8号様式)

第8号様式(第10条関係)

年 月 日

(宛先) みなと保健所長

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

変 更 届

下記のとおり変更したので、港区プールの衛生管理に関する条例施行規則第10条第1項の規定により届け出ます。

記

1 プールの名称

2 プールの所在地

電話 ()

3 プール営業に係る許可番号又は届出番号

4 変更事項

旧)

新)

5 変更年月日 年 月 日

6 変更理由

添付書類

構造設備の変更の場合は、その説明図

※プール営業に係る届出番号は、港区ホームページで確認してください。

(7) プール再開届 (9号様式)

第9号様式 (第10条関係)

年 月 日	
(宛先) みなと保健所長	
住所 氏名 電話 ()	
〔法人にあつては、名称、主たる事 務所の所在地及び代表者の氏名〕	
再 開 届	
下記のとおり再開するので、港区プールの衛生管理に関する条例施行規則第10条第2項の規定により届け出ます。	
記	
1	プールの名称
2	プールの所在地 電話 ()
3	許可・届出プールの別 許可プール 届出プール
4	プール営業に係る許可番号又は届出番号
5	開場期間 年 月 日から 年 月 日まで
6	開場時間 午前 時 分から 午後 時 分まで
7	最寄りの診療所、病院の名称、所在地 (2箇所以上)
添付書類 学校プールの場合は、使用計画表 ※プール営業に係る届出番号は、港区ホームページで確認してください。	

関係法令

1. 港区プールの衛生管理に関する条例

(昭和50年3月26日条例第27号)

最終改正 令和5年12月13日施行

(目的)

第一条 この条例は、プールの構造及び維持管理等について必要な規制を行うことにより、公衆衛生の向上及び安全の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「プール」とは、容量五十立方メートル以上の貯水槽を設け、公衆に水泳させる施設をいう。

2 この条例において「小規模プール」とは、容量五十立方メートル未満の貯水槽を設け、公衆に水泳させる施設をいう。

3 この条例において「プール水」とは、プールに設けられた水泳又は水浴に利用する貯水槽(容量五十立方メートル未満のものを含む。)に貯水されている水をいう。

(許可等)

第三条 プールを経営しようとする者は、区規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校において、専ら当該学校の幼児、児童、生徒又は学生を対象とするプール(以下「学校プール」という。)を経営しようとする者は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による学校プールを経営しようとする者は、区規則で定めるところにより、区長に届け出なければならない。

3 区長は、第一項の規定により許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、許可をしなければならない。

一 貯水槽は、不浸透性材料を用い、給排水及び清掃が容易にでき、かつ、周囲から汚水が流入しない構造とし、オーバーフロー溝を設けること。また、水泳者の見やすい場所に水深を明示すること。

二 プールサイドは、不浸透性材料を用い、水際の部分は、滑り止めの構造とすること。

三 通路は、不浸透性材料を用い、滑り止めの構造とすること。

四 給水設備は、給水管にプール水が逆流しないような構造とすること。

五 排水設備は、排水が短時間に行える能力を有すること。また、排水口及び循環水取入口には、堅固な金網、鉄格子等を設けること。

六 男子用及び女子用の更衣所及び便所を設け、外部から見通すことのできないような構造とすること。

七 応急措置のできる設備を有する救護所を設けること。

八 救命浮輪、麻縄その他の適当な救命器具を備えた監視所を設けること。

九 その他区規則で定める事項

4 区長は、第一項の規定による許可をするに当たっては、公衆衛生又は安全の確保のため必要な限度において、条件を付することができる。

(地位の承継)

第三条の二 前条第一項の許可を受けた者（以下「許可経営者」という。）がプール営業を譲渡し、又は許可経営者について相続、合併若しくは分割があつたときは、当該プール営業を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該プール営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該プール営業を承継した法人は、許可経営者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可経営者の地位を承継した者は、遅滞なく、区規則で定める事項を区長に届け出なければならない。

(手数料)

第四条 第三条第一項の規定により許可を受けようとする者は、許可申請の際、手数料一万二千五百円を納めなければならない。ただし、区長は、国又は地方公共団体から申請があつたとき、その他区長において特別の理由があると認めるときは、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

2 既に納めた手数料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(措置の基準)

第五条 許可経営者及び第三条第二項の規定により届出をした者（以下「届出経営者」という。）は、プールにおける公衆衛生及び安全の確保に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 施設内は、常に整とんし、水泳者が利用する場所は、毎日一回以上清掃すること。
- 二 危険防止及び救助のため、監視人を配置すること。
- 三 入口、更衣所その他水泳者の見やすい場所に利用者の注意事項を表示すること。
- 四 伝染性疾患にかかっている者、泥酔者、付添人のいない幼児その他他人の迷惑となるおそれがあると認められる者を入場させないこと。
- 五 閉場後は、直ちに施設を点検し、異常の有無を確認すること。
- 六 その他区規則で定める事項

(小規模プール)

第五条の二 小規模プールを経営する者は、前条に定めるところに準じて当該施設を管理するよう努めなければならない。

(管理者の設置)

第六条 許可経営者は、第五条の規定による必要な措置を講ずるため、施設ごとに専任の管理者を置かなければならない。ただし、自ら管理するときは、この限りでない。

(報告の徴収及び立入検査)

第七条 区長は、必要があると認めるときは、許可経営者、届出経営者、管理者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員に、プールに立ち入り、その構造設備若しくは第五条の規定による措置の実施状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、環境衛生監視員と称し、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(使用停止及び措置命令)

第八条 区長は、第三条第一項の規定による許可に係る施設が、同条第三項に規定する基準に適合しないと認めるとき、又は許可経営者、届出経営者若しくは管理者が第五条に規定する措置の基準に違反したと認めるときは、期間を定めて、当該プールの使用停止を命じ、又は公衆衛生上若しくは安全の確保上、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(許可の取消し)

第九条 区長は、許可経営者が、次の各号の一に該当するときは、第三条第一項の規定による許可を取り消すことができる。

- 一 第三条第四項の規定により付した条件に違反したとき。
- 二 第六条の規定に違反したとき。
- 三 前条の規定による命令に違反したとき。

(罰則)

第十条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項の規定に違反してプールを経営した者
- 二 第八条の規定による命令に違反した者

第十一条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第二項の規定に違反して学校プールを経営した者
- 二 第五条の規定に違反した者
- 三 第七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第十三条 この条例に規定するものを除くほか、この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

付 則 略

2. 港区プールの衛生管理に関する条例施行規則

(昭和50年3月31日規則第32号)

最終改正 令和5年12月13日施行

(趣旨)

第一条 この規則は、港区プールの衛生管理に関する条例(昭和五十年港区条例第二十七号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(書類の経由)

第三条 条例及びこの規則の定めるところにより、区長に提出する申請書、届書その他の書類は、港区みなと保健所長を経由しなければならない。

(許可の申請等)

第四条 条例第三条第一項の規定により許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した第一号様式によるプール経営許可申請書を、区長に提出しなければならない。

一 申請者の氏名、住所及び生年月日(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

二 プールの名称

三 プールの所在地

四 施設の構造設備の概要

五 開場の期間及び時間

六 管理者の氏名

2 条例第三条第二項の規定により届出をしようとする者は、前項第一号から第五号までに掲げる事項を記載した第二号様式によるプール経営届を、区長に提出しなければならない。

3 第一項の規定による申請及び前項の届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 施設平面図

二 換気設備の配置及び系統を明らかにした図面並びにその構造の概要

三 給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面並びにその構造の概要

四 申請者又は届出者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

(許可書の交付)

第五条 条例第三条第一項の規定により許可したときは、第三号様式によるプール経営許可書を交付するものとする。

(登録)

第六条 区長は、条例第三条第一項の規定により許可をしたとき、又は条例第三条第二項の規定による届出を受理したときは、第四号様式による台帳に登録しなければならない。

(承継の届出)

第六条の二 条例第三条の二の規定により、譲渡によるプールの経営者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第四号様式の二によるプール営業承継届を、区長に提出しなければならない。

- 一 届出者の氏名、住所及び生年月日（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 プール営業を譲渡した者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 三 譲渡の年月日
- 四 プールの名称及び所在地
- 五 プール営業に係る許可番号

2 前項の届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 二 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

第七条 条例第三条の二の規定により、相続によるプールの経営者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第五号様式によるプール営業承継届を、区長に提出しなければならない

- 一 届出者の氏名、住所及び生年月日並びに被相続人との続柄
- 二 被相続人の氏名及び住所
- 三 相続開始の年月日
- 四 プールの名称及び所在地
- 五 プール営業に係る許可番号

2 前項の届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 戸籍謄本
- 二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により経営者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

第八条 条例第三条の二の規定により、合併によるプールの経営者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第六号様式によるプール営業承継届を、区長に提出しなければならない。

- 一 届出者の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 二 合併により消滅した法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 三 合併の年月日
- 四 プールの名称及び所在地
- 五 プール営業に係る許可番号

2 前項の届出には、合併後存続する法人又は合併により設立した法人の登記簿の謄本を添付しなければならない。

第九条 条例第三条の二の規定により、分割によるプールの経営者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第七号様式によるプール営業承継届を、区長に提出しなければならない。

- 一 届出者の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 二 分割前の法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 三 分割の年月日
- 四 プールの名称及び所在地
- 五 プール営業に係る許可番号

2 前項の届出には、分割によりプールの経営者の地位を承継した法人の登記簿の謄本を添付しなければならない。

(変更等の届出)

第十条 許可経営者又は届出経営者は、第四条第一項の規定による許可申請書又は同条第二項の規定による経営届に記載した事項を変更したときは、遅滞なく、第八号様式による変更届を、区長に提出しなければならない。

2 許可経営者又は届出経営者は、プールを休止した後に再開しようとするときは第九号様式による再開届を、プールを廃止したときは第十号様式による廃止届を、区長に提出しなければならない。

(施設の基準)

第十一条 条例第三条第三項第九号の規則で定める事項は、別表第一のとおりとする。ただし、施設の規模、形態その他特別の理由により、区長が公衆衛生及び安全の確保上支障がないと認めたときは、この基準をしんじやくすることができる。

(措置の基準)

第十二条 条例第五条第六号の規則で定める事項は、別表第二のとおりとする。

(身分を示す証明書)

第十三条 条例第七条第二項の規定による身分を示す証明書は、第十一号様式とする。

付 則 略

別表第一(第十一条関係)

一 貯水槽の周囲には、水泳者数に応じ、かつ、救急のための作業を妨げない十分な広さのプールサイドを設けること。

二 貯水槽本体には、循環ろ過方式の浄化設備を設けること。

三 新規補給水量を把握するため、専用の量水器を設けること。

三の二 循環のための配管経路の途中に、プール水を消毒するための塩素剤、塩素又は二酸化塩素を連続注入する装置を設けること。

三の三 循環水の吐出口は、プール水中の遊離残留塩素濃度又は二酸化塩素濃度が均一になる位置に設けること。

三の四 貯水槽に接続される水位調整槽及び還水槽は容易に清掃及び消毒ができる構造とすること。

三の五 循環水取入口及び貯水槽内の排水口の金網、鉄格子等は、吸付きによる事故を防止する構造とし、かつ、ねじ若しくはボルトによる固定又はこれらと同等以上の固定をすること。

三の六 循環水取入口及び貯水槽内の排水口には、金網、鉄格子等のほかに配管口に吸込み防止金具を設置するなどの安全対策を施すこと。

三の七 吐出口には、堅固な金網、鉄格子等を設置し、ねじ若しくはボルトによる固定又はこれらと同等以上の固定をすること。

- 四 水泳者の身体を清浄に保つため、シャワーを適正な位置に設置すること。
- 五 プール水の汚染を防止するため、足洗場及び腰洗槽(以下「足洗場等」という。)又はシャワーを更衣所及び便所から貯水槽に至る途中に設置すること。
- 六 水泳者五十人当たり一個の洗面水栓、洗眼器及び飲用水栓を備え付けた洗面所、洗眼所及び水飲み場を、利用に適する場所に設置すること。
- 七 便所には、男子用として六十人に一個、女子用として四十人に一個の割合の便器を設け、男子用便器五個ごとに男子用大便器一個を設けること。なお、便所の構造は、水洗式とし、床は、不浸透性材料を用いること。
- 八 更衣所には、利用者の衣服等を安全かつ衛生的に保管できる設備を設けること。
- 九 削除
- 十 監視所は、プール全体を見渡すことのできる場所及び位置に設けること。この場合において、一つの監視所でプール全体を見渡すことができないときは、監視所を複数設けること。
- 十の二 緊急時等に水泳者、監視人その他関係者に連絡事項を確実に周知するため、施設に適した放送設備又は器具及び連絡設備を整備すること。
- 十一 屋内プール及び夜間使用する屋外プールには、貯水槽の水面及びプールサイドの床面で、常時一〇〇ルクス以上の照度を確保できる照明設備を設けること。
- 十二 屋内プールには、十分に換気ができる設備を設けること。
- 十二の二 休憩所を設ける場合は、プールサイドと区画し、飲食物等によるプールサイド及びプール水への汚染を防ぐ構造とすること。
- 十三 削除
- 十四 観覧席を設ける場合は、その出入口を水泳者用と区別し、かつ、プールサイドと、垣、さく等で区画すること。
- 十五 遊戯設備を設ける場合は、危害防止上、適切な構造のものを安全な場所に配置すること。
- 十六 機械室は、施錠ができる構造とし、安全な場所に配置すること。
- 十六の二 消毒に用いる塩素剤等の薬品を安全かつ適正に保管するため、施錠可能な保管施設を設けること。また、当該保管施設には、薬剤ごとに専用の保管設備を設けること。

別表第二(第十二条関係)

- 一 プール水は、貯水槽ごとに一年に一回以上全換水するとともに、清掃を行うこと。その際、循環水取入口、貯水槽内の排水口、吐出口その他の開口部の安全を確認し、その記録を三年間保存すること。
- 一 の二 循環水取入口、貯水槽内の排水口及び吐出口の金網、鉄格子等及び吸込み防止金具などの固定状況を確認すること。また、循環水取入口、貯水槽内の排水口及び吐出口付近の水泳者の安全状況を常時確認すること。
- 一 の三 水位調整槽及び還水槽の清掃は、年一回以上行うこと。また、点検は、適宜行うこと。
- 二 プールには、じんかいその他の汚物を停滞させないこと。
- 三 監視人を適当数配置すること。
- 三 の二 監視人に対し、事故防止対策、事故発生時の対応その他安全及び衛生管理に必要な事項について研修及び訓練を行うこと。
- 四 救命器具は、直ちに使用できる状態にしておくこと。
- 五 削除
- 六 水泳に適さない状態になったとき、又は適さない状態になるおそれがあると認められるときは、水泳させないよう必要な措置を講じること。
- 七 他人に危害を及ぼし、又はプール等の衛生を損なうおそれのある物をみだりに持ち込ませないこと。
- 八 水泳者に、他人の妨げ又は迷惑となる行為をさせないこと。
- 九 プール水については、次の基準を守ること。ただし、プール水の原水として、海水、温泉水等を使用する場合において、区長は、この基準(ホの基準を除く。)により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めたときは、この基準の一部又は全部を適用しないことができる。
 - イ 水素イオン濃度は、PH 値五・八から八・六まででなければならない。
 - ロ 濁度は、二度を超えないこと。
 - ハ 過マンガン酸カリウム消費量は、一リットルにつき十二ミリグラムを超えてはならない。
 - ニ 塩素剤又は塩素による消毒を行う場合にあつては、遊離残留塩素濃度が一リットルにつき〇・四ミリグラム以上となるようにし、二酸化塩素による消毒を行う場合にあつては、二酸化塩素濃度が一リットルにつき〇・一ミリグラム以上〇・四ミリグラム以下かつ亜塩素酸濃度が一リットルにつき一・二ミリグラム以下となるようにすること。
 - ホ 大腸菌は、試料百ミリリットル中に検出されないこと。
 - ヘ 一般細菌は、試料一ミリリットルにつき形成される集落数が二百以下であること。
- 九 の二 加温装置を設けて温水を利用する場合、プール水からレジオネラ属菌が検出されないこと。

九の三 プール水の水質検査は、塩素剤又は塩素による消毒を行う場合にあっては遊離残留塩素濃度について、二酸化塩素による消毒を行う場合にあっては二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度について毎時一回以上、水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌については毎月一回以上行い、加温装置を設けて温水を利用する場合にあってはレジオネラ属菌について年一回以上行い、これらの検査結果を三年間保存すること。

九の四 水質検査及び構造設備点検の結果を、入口、更衣所等の利用者の見やすい場所に掲示すること。

十 足洗場等には、常に適量の塩素剤を入れておくこと。

十一 洗面所、洗眼所、水飲み場及びシャワーは飲用に適する水を使用すること。

十二 屋内プールは、換気及び照明を十分にし、夜間使用する屋外プールは照明を十分にすること。

十二の二 屋内プールにあっては空気中の二酸化炭素の含有率が〇・一五パーセント以下であること。また、二月以内ごとに一回、定期的に測定を行い、その結果を三年間保存すること。

十二の三 異種の薬剤の混合による事故を防止するため、保管容器に名称を示す等薬剤の種類を明確にすること。また、薬剤の補充等を実施する係員には、十分な知識を持った者を充てること。

十三 救護のために、二以上の最寄りの診療所又は病院を把握し、緊急時の連絡体制を整えておくこと。

十四 プールに起因する疾病及び事故が発生したときは、遅滞なく区長に届け出ること。

十五 プールの開場中、天候、気温、水温、水泳者数、遊離残留塩素濃度、構造設備点検の結果、事故の状況その他維持管理状況を毎日記録し、当該記録を三年間保存すること。

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

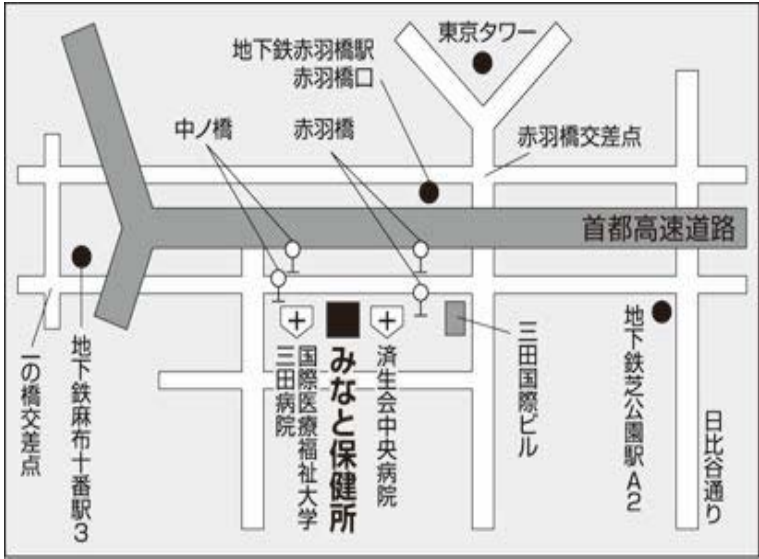
みなと保健所の施設案内

電車

- ・都営地下鉄大江戸線 赤羽橋駅 赤羽橋口出口：徒歩 5分
- ・都営地下鉄三田線 芝公園駅 A2出口：徒歩 10分
- ・東京メトロ南北線 麻布十番駅 3番出口：徒歩 12分

バス 赤羽橋駅前下車

- ・都営バス 都06 渋谷駅前～新橋駅前
橋86 目黒駅前～新橋駅前
- ・東急バス 東98 東京駅丸ノ内南口～等々力操車所前
- ・ちいッバス田町ルート 田町駅東口 ～ 六本木ヒルズ



担 当：港区みなと保健所生活衛生課環境衛生指導係

電話：03-6400-0042 FAX：03-3455-4470

所在地：〒108-8315 東京都港区三田一丁目4番10号 5階

プール許可申請の手引（改訂版）
令和５年（２０２３年）１２月発行
発行 みなと保健所生活衛生課